

Q 妊産婦が労基法上の管理監督者に該当する場合も時間外・休日・深夜労働をさせてはならないか

A

労基法上の管理監督者は、時間外・休日労働に関する定めが適用除外となりますので、妊産婦であっても時間外・休日労働をさせることができます。ただし、管理監督者の適用除外規定は深夜労働には及びませんので、妊産婦である管理監督者から請求があれば深夜労働をさせるのは不可となります。